

議案第 7 1 号

東近江市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市水道事業給水条例の一部を改正する条例

東近江市水道事業給水条例（平成 1 7 年東近江市条例第 2 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項及び第 5 項並びに第 3 7 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。